

平成 29 年 4 月 3 日

バレーボール指導者 各位

一般社団法人静岡県バレーボール協会
会 長 土 屋 信 二

倫理ガイドライン遵守誓約のお願い

日頃から本協会の活動に御協力をいただきありがとうございます。

さて、過日公益財団法人日本バレーボール協会（以下「JVA」という）より「体罰根絶に向けた徹底指導について（2013.1.21）」の文書が送られてきました。それを受け本協会では、平成 27 年度より事務局から各専門部を通じて、JVAの「コンプライアンス規程」及び「指導における倫理ガイドライン」の遵守のお願いをし、すべての指導者を対象に「指導者宣誓書」の提出をお願いいたしました。

しかし、体罰に関する報告は減少していますが、根絶にはいたっておりません。そのため、今一度再発の防止にバレーボール指導者及び本協会役員が一丸となって取り組む必要があります。

本協会においては、コンプライアンス委員会等で再発防止に向けた今後の取り組みについて検討いたしました。

つきましては、別紙「倫理ガイドライン遵守誓約について」を御一読いただき趣旨を御理解の上、別紙様式 1 「指導者宣誓書」の御提出をお願いいたします。

なお、別紙様式 1-1 は個人用として、別紙様式 1-2 は 2 名以上で連署する場合にお使ください。

倫理ガイドライン遵守誓約について

1 コンプライアンス規程、指導における倫理ガイドラインの把握

コンプライアンス規程、指導における倫理ガイドラインは、公益財団法人日本バレーボール協会HPの「ホーム最上段バナー」→「JVA」→「JVAのコンプライアンス」の中にあります。今回の宣誓書で直接関係する概略は以下のようなものです。

《コンプライアンス規定》(抜粋)

公益財団法人日本バレーボール協会(以下「JVA」という。)はこのガイドラインを規定する「コンプライアンス規程」を以下の通り定めている。違反が認められた場合には、登録抹消を含む処分が下される。

第6条(禁止事項)

1 JVA関係者は、次に掲げる行為(以下「法令等違反行為」という。)を行ってはならない。

- (1) 自ら法令等に違反する行為
- (2) 他のJVA関係者に対して、法令等違反する行為を指示・教唆する行為
- (3) 他のJVA関係者の法令等に違反する行為を黙認する行為

2 法令等違反行為の例として以下の行為がある。

- (1) 暴力行為、いじめ、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメント、差別、暴言等、その他人権尊重の精神に反する言動

(第2号以下省略)

第21条(懲戒処分)

1 JVAは、法令等違反行為を行ったJVA関係者に対して、下記の処分を行うことができる。

下記処分は併科することができる。(第1号乃至第4号省略)

- (5) 「指導者、審判員、判定員等資格保有者」については、嚴重注意、譴責、期限付き資格停止、無期限の資格停止、登録抹消、その他必要に応じた処分
- (6) 「JVAに登録した個人または団体」については、嚴重注意、譴責、競技会への出場停止、期限付き資格停止、無期限の資格停止、登録抹消、その他必要に応じた処分

(第7号以下省略)

2 指導宣誓書の提出

別紙様式1「バレーボール指導者宣誓書」に日付、チーム名(学校名)、男・女(○印)、氏名(自署)・捺印(任意)の上、本協会主催及び各地区バレーボール協会主催の大会参加時に持参してください。